



浦添市てだこホール指定管理者の公募に関する公告

次のとおり指定管理者指定申請を招請します。

令和7年6月25日

浦添市長 松本 哲治



1 業務概要

- (1) 業務名 浦添市てだこホール指定管理
- (2) 業務目的 浦添市てだこホールを効率的かつ適正に管理し、経費の縮減を図ることはもとより、施設を活用した浦添市文化芸術振興事業及び生涯学習関連事業の実施並びに自主事業による文化芸術事業の展開、また、施設の有効利用を図るための貸館事業及びMICE事業の推進など、本市の文化芸術振興、生涯学習の一翼を担い、常に賑わいと活気に溢れる施設づくり。
- (3) 指定予定期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日
- (4) 施設概要 名称「浦添市てだこホール」

所在 浦添市仲間一丁目9番3号

2 応募要件

(1) 応募資格

- ① 県内に主たる事務所を置く法人その他の団体(共同企業体を含む。)であること。浦添市を本拠地(本社、主たる事業所等)とする事業所は審査の上で加味するが、応募の必須条件ではない。
円滑かつ安定して運営できる、法人その他の団体又は複数の団体により構成されるグループであって個人での応募はできない。
また、次の事項に該当する者も応募することはできない。
(ア) 国税、県民税及び市町村税を完納していない者。



- (イ) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- (ウ) 応募書類提出時点において、浦添市から指名停止を受けている法人。
- (エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条、浦添市暴力団排除条例（平成 23 年 6 月 29 日条例第 14 号）第 2 条に規定する暴力団及び暴力団員に該当、又は関係している者。
- (オ) 過去 2 年以内に浦添市又は他の公共団体から指定管理者指定の取消を受けている者。
- (カ) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられているものがある法人等であること。
- (キ) 会社更生法（昭和 27 年 6 月 7 日法律第 172 号）及び民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）等による手続きをしている法人等であること。
- (ク) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする団体。

(2) グループによる応募

- ① グループにより応募する場合は、代表団体を定めること（他の団体は、当該グループの構成員とする。）
- ② グループの構成員は、他のグループの構成員になること又は単独で応募することはできない。
- ③ グループの構成員全てについて、上記 (1) ①(ア) から (ク) のいずれにも該当しない団体である必要がある。
- ④ 申請後の代表団体及びグループの構成員の変更は認めない。
- ⑤ 選定後協定締結時まで、代表団体及び責任分担を明確に定めた団体の協定書の提出を行うこと。

3 募集要項配布期間

令和 7 年 6 月 25 日（水）～ 令和 7 年 7 月 24 日（木）

※ 募集要項及び応募に必要な書類は浦添市ホームページからダウンロードして下さい。窓口での配布は行いません。

4 応募期間

令和 7 年 7 月 22 日（火）～ 令和 7 年 8 月 12 日（火）

（土、日曜日、祝日を除く午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時 15 分）

※ 最終日受付時間・・・午後 3 時まで



5 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写することがある。
- (3) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがある。ただし、個人情報保護条例の保護措置の規定のものを除く。
- (4) 市が必要と認める場合は、申請者に対して説明又は追加の資料の提出を求めることがある。

6 提出及び問い合わせ先

浦添市 市民部 経済文化局 文化スポーツ振興課 文化振興係

〒901-2501 沖縄県浦添市安波茶一丁目1番1号

TEL 098-876-1223 内線 3195 FAX 098-876-9467

Eメール bunspo@city.urasoe.lg.jp

※提出書類については窓口へ持参にて提出すること。郵送等による提出は不可。